

スクールソーシャルワーカー活用事業

教育委員会事務局心の支援課

1 事業目的

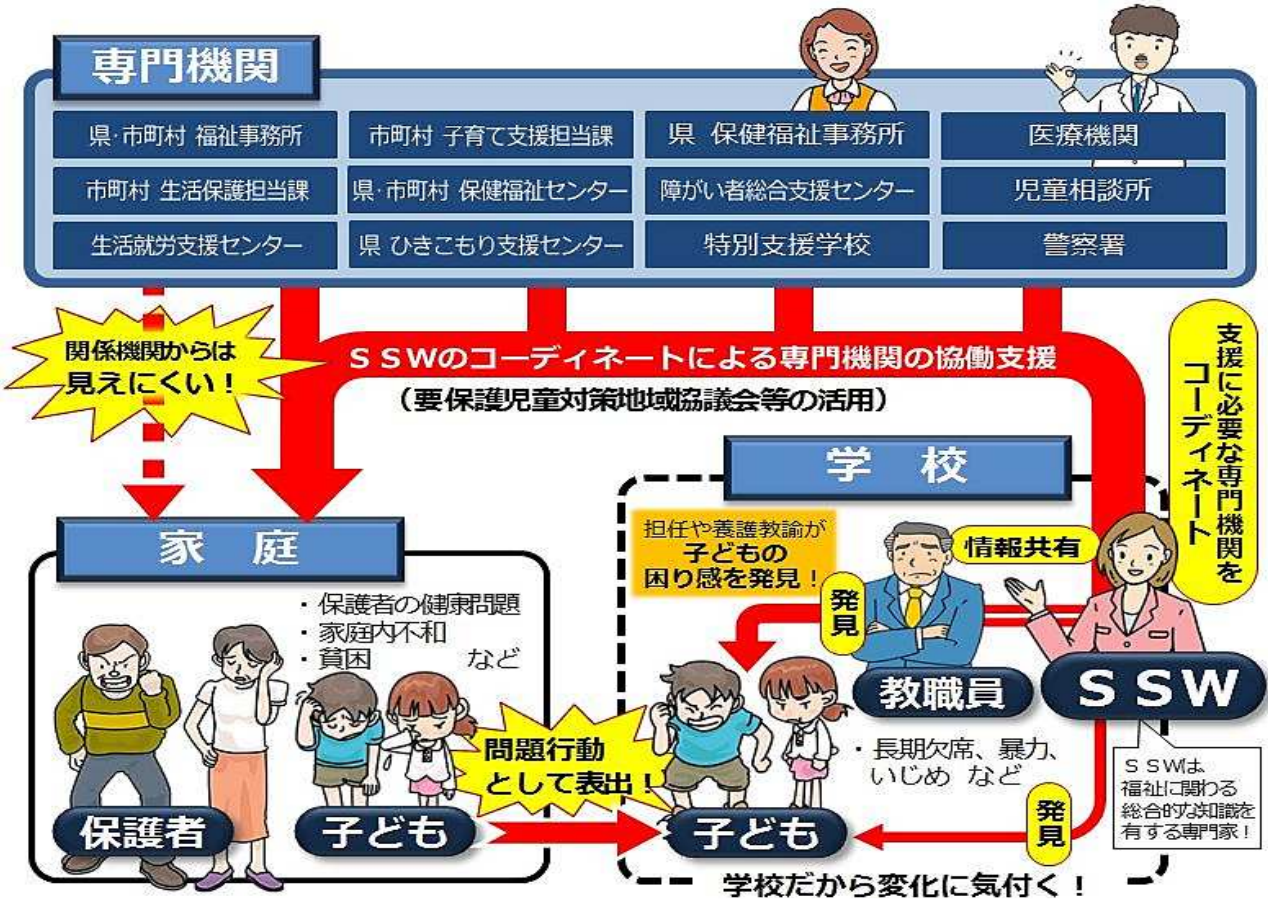
いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して社会福祉や精神保健福祉の専門家であるSSWが介入し、児童生徒を取り巻く環境等の改善に向けて総合的な支援をする。

2 事業内容

5教育事務所（東信、南信、南信飯田、中信、北信）にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、教育事務所に「いじめ・不登校地域支援チーム」を組織し、教育事務所長の指示により市町村教育委員会や学校からの派遣要請に応じ、生徒指導専門指導員やいじめ・不登校相談員等と協力して、学校だけでは解決困難なケースに対応する。

【主な業務】

- ・福祉に関する専門的な助言を必要とするケースに介入し、関係機関との連携や調整を行う。
- ・地域における支援体制の整備を図る。（要保護児童対策地域協議会の活用）



3 平成 28 年度予算額 4 6 6 4 万 2 千円

【拡充内容】	H27	H28
配置時間（総時間数）	4, 426 時間	10, 071 時間
配置人数 (1 人当たり 553 時間の場合)	8 人	1 8 人

(H21 年度 4 人、H22 年度から 5 人、H25 年度から 8 人を配置)